琉球大学学術リポジトリ

# 自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究 報告書No3：新しい自治体とこれからのまちづくり3 自治基本条例モデル条例



| メタデータ | 言語:<br>出版者: 仲地博<br>公開日: 2009-11-16<br>キーワード (Ja): 自治基本条例, 市町村モデル条例, 沖縄の自治, 自治の新たな可能性, 自治体再編, 市民自治, 住民主権, 道州制<br>キーワード (En):<br>作成者: 仲地, 博, 江上, 能義, 前津, 榮健, 高良, 鉄美, 佐藤, 学, 島袋, 純, 徳田, 博人, 照屋, 寛之, 宗前, 清貞, Nakachi, Hiroshi, Egami, Takayoshi, Takara, Tetsumi, Satou, Manabu, Shimabukuro, Jun, Somae, Kiyosada<br>メールアドレス:<br>所属: |
|---|---|
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/13168 |

**逢坂誠二：**　マニフェストなんていうのは、皆さん、これにだまされてはいけませんよ。マニフェストというのは、単に今までの選挙公約という言葉を英語に置き換えただけのことであって、特に自治体首長のマニフェストと、それから政党がつくるマニュフェストは意味が全然違っていますね。

なぜマニフェストの意味が違うかというと、自治体の場合、何年何月までにこのことをやります、何年何月までにこのことをやりますということを明確にはっきり決めることはまず不可能だと思います。そういうことを知っている人のほうが、私は正直な候補者だと思います。

その理由は何かというと、来年の予算だとか再来年の予算というのは、ほとんどいま自治体が主導で決められないんです。補助金にしても、交付税にしても、いろんなものは直前にならないと決まりませんよ。だから、そこをあえて決められるかのごとくに書いていることのほうが問題があるというようなところもあるので、マニフェスト、それから公約、ここにある選挙公約を含めて、この類の言葉については、ちょっと注意が必要だというのが私の考え方です。

もちろん、この９条の４項のような精神は大事なことです。でも、言葉づかいとしてはもう少し何か工夫が要るのかなというのが、私の印象ですね。

**仲村未央（司会）：**　はい、大変分かりやすくて。確かにそうですね、自治体と政党ではおのずと違ってきますし、その言葉の目指すところというのが、具体性がないと関心が低くなってしまう、そういう難しさがあるかと思います。

**逢坂誠二：**　あと、ざっと見て、実はこれ、今日空港で渡されまして、来るときのモノレールの中で非常にいい景色を見つつ、読んできたんです。

９条の２項の住民のニーズを正しく把握するという概念です。正しく把握するっていったい何かなというか。これは姿勢をきちんと書けばいいのであって、正しく把握するというのはどういうことかということですね。そこ、ちょっと言葉としては気になったかなという感じはします。

**仲村未央（司会）：**　はい、ありがとうございます。それでは、次に「職員の責務」、島仲徳子さん、よろしくお願いします。何かありますか。

**島仲徳子：**　それでは、「職員の責務」について述べます。ここには自治体の職員が大勢お越しだと思います。

組織は人なりと申します。どんなにすばらしい制度や仕組みを用意していても、それを動かす人の意識や能力がそれに追いついていなければ、組織は力を発揮することができません。

先ほど、島袋純先生がおっしゃいました、２０００年４月以降、中央からいいますと地方「分権」ですが、私たち地方にいる者からすれば、地方「主権」の時代ですが、その地方主権の時代に入りまして、地方自治体に働く職員の責任と役割は、それ以前にまして、非常に、重く大きくなりました。地域の特性に合った政策を立案し、そして、先進的な自治を可能にするかどうかは、私たち自治体に働く職員の肩にかかっているといってもいい過ぎではないと思います。

「職員の責務」ですが、私たちの研究会では、どのようなモデル案を作ったか、お手元のレジュメの２７ページをご覧ください。条文だけ簡単に読み流します。

１０条１項。「職員は、この条例を尊重し、公平・公正かつ迅速に職務を遂行し、誠実で住民に信頼

される存在でなければなりません。また、自己の職務について、住民に詳しく説明する責任があります。

２項。「まちづくりのための住民との協働は、職員の責務であり、住民のニーズを把握し、住民の意思を適確に反映し、職務を執行する義務を負っています」。

「職員は、職務能力の向上に努めなければなりません」。３項です。

４項。「職員は、法令の形式的な執行者ではありません。職員は、職務執行にあたって法令を解釈する場合、住民本位の解釈をしなければなりません」。

以上、この４つに共通していることは、常に私ども職員が、「住民に意識を置く」、「自治の主人公が住民である」という考えをいつも持つ、ということです。

皆様ご承知のとおり、分権以前、地方集権以前は、「機関委任事務」という仕事がありました。私どもは、知らず知らずのうちに国の指示、指導を受けるために、目や頭が国のほうへ向かいがちであったということがいえると思います。

しかし、分権以降、地方政府として地方自治体は自立いたしました。そうした地方自治体、地方政府で働く私たちが気をつけなくてはいけないこと、それは目を向ける場所、それと従来では求められなかった能力が、いま私たちに求められているという意識、姿勢を持つ、そういうことだと思います。

それでは、どういうふうな職務能力が要求されているかといいますと、それは地域に応じた政策を立案する能力、その前に、自分たちの地域で何が問題なのか、何が課題なのかを発見する能力、そして、その課題を解決する能力、それから、地域住民の満足度が高い政策を立案する能力、その立案した政策を条例化する法務能力と非常にたくさんあります。それから、自治の主人公が住民ですので、その住民とパートナーシップを組むための能力、まださまざまありますが、そういうふうな能力を身につけるということも要求されてきます。

分権の意義ですが、これは、これまで国主導の全国画一的な行政のシステムを、地方に応じた行政のシステムに変えていく、言葉を変えていいますと、そのシステムに、たくさんの住民を参加させて、地方自治の本旨である住民自治を実現する、そういうことだと理解しております。

私たち地方公務員、地方自治体に働く職員は、公共の福祉に携わっているという誇りを持ち、自治の主人公である住民と力を合わせて、より良い地域の実現のために、住民の信頼を得るような仕事をすることが、これから肝要ではないかと思います。以上です。

逢坂町長さんにご質問することになっております。

町長さん、先ほどのお話の中で、１１年間、町の職員としてお仕事をされたと聞きました。そのときに、自治とはほど遠い現状であったと。そういうふうなお話がありました。現在、ニセコ町は、全国から注目される、自治のお手本とされております。そのキーポイントとして、情報共有と住民の参画を挙げていらっしゃいましたが、現在に至るまでのご苦労、それから、職員の意識改革にどのようにご配慮なさったか、お聞かせいただたけますでしょうか。

**逢坂誠二**：　そうですね、あまり苦労みたいなものはないんですけれども、たとえば、情報共有公開しようとか、参加をしようというときの抵抗はありましたね。特に、何か計画をつくるときに、まったく町のほうで腹案、青写真を持たない中で、町民の皆さんに、しかも広く集まってもらおうということを計画したときには、管理職が相当強く異をとなえたことがございました。そんなことをすると、議論百出でまとまるものもまとまらなくなるとか、それから、要求ばかりいって、その要求を聞いてしまったら実現しないわけにいかないから、それでは町長が困るだろうとかですね。

そんなことで、いろんな声が出ましたけれども、実際やってみると、確かにそういう側面は否定できません。いろんな議論が出ます。それから要求もたくさん出ます。だけれども、それを繰り返しやっていくうちに、住民の皆さんも、要求ばかりしていてもこれは結論が出ないとか、あるいは、ここに６人座っていますけれども、６人で議論し出したときに、みんなが、たとえば何かのセンターを、でかいものをつくってほしいと要求するんだと思っていたら、１人が、「いや、でかいセンターはだめだよ。まちに金がないんだからセンターなんかいらないよ、あるいはつくっても小さいものでいいよ」などというと、住民同士が、「あれ、あんた、何ばかなこといっているの。私たちは役所に要求するために集まっているのよ。ばかな人だね」みたいなことを、住民同士がいうようになるわけです。だから、最初は確かに混乱をきたすようには思えるんですが、何度もやっていくうちに、住民の皆さんもそれじゃだめだということに気がつく。そこの段階まで、たとえば管理職なり担当者なりがつかみ取るようになると、ああ、これは裸で出て行って議論しても大丈夫なんだなっていうふうになれるのではないかと思いますね。

それから、住民と一緒に協働の作業をするときに、やっぱり大事なのは、職員自身が達成感というのをどこで得るかということなんです。たとえば反対派の人と話をしたくないとか、反対派と話をするといじめられるとかいうことがあって、そこへ近づかないんですけれども、そうではなくて、反対する人というのは、その問題についてものすごく知識を持っていたり、役所の職員以上に情報を持っていることが多いわけです。だから、場合によっては、先生になり得る可能性のある人なんです。だから、職員が、そういう「あ、あの人に聞いたら実は詳しいんだよな」と思えるようになると、協働にストーンと落ちていけるとか。

あるいは、最初反対していた人が、職員といっぱい話をして、ある結論にたどり着いて、「デニー課長、あんたすごい課長だよ」って。いままで役所でこんな課長は見たことないよって、住民にほめられると、「あ、俺いいことしたのかな、いや、どうもどうも」とかいうふうになると、また意識が一皮むけていくというか。

だから、言葉であああこうというんじゃなくて、実感することが大事だと私は思いますね。

**仲村未央（司会）**：　町長、いまの件で。ニセコ町ではまちづくりについて、住民に対する説明会、学習会と、かなり多くのメニューがあるということを、この間ニセコでお伺がいしたんですけれども、ニセコ町では、職員の皆さん、部長を含め現場の皆さんは、ほとんど毎晩のように住民の皆さんに説明をするというような機会が実際にあるんでしょうか。

**逢坂誠二**：　そうですね、毎晩というと少しいいすぎですけれども、でも、けっこう多いですね。

たとえば、一昨日の夜上がってきた報告書だと、先ほど例に出した、水道の工事をやる地区での説明会ですね、これに５地区ぐらい１週間かけて出て歩いて、全部で１００人ぐらい集まったのかな。それの、こんな意見が出たとか、こんな反対が出ていたというのは来ていたりしますので。

でも、説明会へ行くというと、何か、一般的には私が役所入ったころはみんな嫌がっていたんですけど、最近みんな嬉々として行きます。嬉々として行くというのは、これいったらきっとまた反対が出るだろうなとかいって、反対出たらこうやってしゃべろうかなとか、あそこの父さんはこれいうだろうなとか、みんな楽しんで行っていますね。

**仲村未央（司会）**：　ちょっと生々しい話で失礼なんですが、その際の残業手当などはどのように処理されていらっしゃるんでしょうか。

**逢坂誠二**：　やっぱり全部は出せないですね。というのは、職員もやっぱりそれは、そこへ行ったから、たとえば6時から始めたから、終わったのが9時だから3時間分出せという気持ちにはならないと思います。確かに体は拘束されているけど、仕事の密度というか、密度の濃い時間というのは、そのうちの４５分とかだったりするわけです。だから、全部が残業手当じゃなくて、その分、じゃあおまえ、翌朝は遅く来いよとか、それでもいいって私は思っていますけど。

**仲村未央（司会）**：　ありがとうございます。純先生、お願いします。

**島袋純**：　これは「職員の責務」ということで、条文を掲げてあります。住民という言葉が１項、２項、４項というふうに、対住民との関係を非常に重視した関係なのです。これはなぜこういう条文になったかといいますと、我々はニセコに行き、それから今日も参加されていますが、兵庫県の生野町ですね、日本で3番目に自治基本条例をつくった、あるいは初めて議会を含めた自治基本条例をつくった町ですが、自治基本条例の制定した先進的な自治体では、職員の方が住民の中に直接入っていって、住民の中で説明していく。住民の中で政策を決定していくという実践が徹底しているのです。そのことによって、職員の能力が非常に高まるのです。住民参加の手法が、単に情報共有、それから民主主義の観点にある、それの重要性からもそうなのですが、と同時に、職員の能力の向上に極めて重要な意味を持っているということです。本当に日本の自治基本条例を実践している地域を回りまして、そう実感しました。

そういうことがあって、住民の中で職員の能力開発、住民の中で誠意を持って仕事をし、住民の中で意思決定を行っていくと。そういった職員の姿ということを理想像として、我々の研究会の中でお互いに共有し合い、情報を共有し合ってできたのが、住民との関係の中で職員が育てられあげられるというような意味を込めたのが特徴となった、条文です。

**仲村未央（司会）**：　ありがとうございます。それでは、続いて高里鈴代さんのほうから、「議会の責務」についての報告と質問をお願いします。

**高里鈴代**：　「議会の責務」を担当いたします、那覇市議会議員の高里鈴代です。４期目になりますが、いったい４期間、何していたんだと反省しながら、論議に参加していました。

それでは、「議会および議員の責務」について、２２ページをお開けください。ページをご覧になって、気づかれたと思いますが、「議会及び議員の責務」というのが、１から８項目までずい分多岐に渡っているんです。４年後に、もしこれを見直すということになったら、これは3項目ぐらいでいいということになるかもしれませんが、実はこの自治研究会に入って、私は議員だから、ファシリテーター（便宜をはかる人、ここでは各条文の進行役）をやるには議会の責務がぴったしだと手を挙げたんです。それで思いついたことをポストイット（付箋紙）にみんな書き込みながら、議会のイメージは何か、議会は何をしているのかということをやってみたんです。そしたら何と、本当にみんな議会について見えていない、何をしているか分からない、また、選挙で投票はしたけれど、その人に何を期待したか、いまは記憶がない。大学の教授までそうおっしゃっていたんです。私は本当にショックを受けました。

ここにあげられた項目は、活発な論議の結果です。今日皆さんのお手元の資料にも入っていますが、琉球新報に記事が載っていまして。これは、この自治研究会のメンバーでもある、同紙記者の塩平さんがまとめたと思うんですが。この記事のモデル条例の要旨の中に、主な項目が出ているんですが、何と「議会・議員の責務」「首長の責務」「職員の責務」が省略ってなっているんです。私、これも納得できません、潮平さん。

なぜなら、あまりにも議会、首長の責務があいまいだ、見えないというのは、住民がつくる自治体はどうあるべきかを考えるときに、大変な問題です。だから、この条文は従来の議会のあり方と同じではないんです。ここでいっているのは、先ほども町長からお話がありましたように、見えるように論議が議会で展開しているのか、それから公正に選ばれた議員で、決して数の暴力ではなくて、数で決めるのではなくて、大事な項目をていねいに話し合いながら、少数の意見も大事にしながら、そして市民、住民の総意がどこにあるのかを探りながら、それを決定していくことだというところで、議会が最高機関であるということを、１項で位置づけております。

それから、２項ですが、これは法律専門家からもチェックを受けているところですが、議会の責務は、議会の固有の権利として議案の提案権もある、とうたいました。町長、このところは、これは勇み足ではないか、自治法の中で見たらどうかと、いまチェックがされているところです。

それでは町長に質問をしたいと思います。ニセコ町の条例を見ましたら、「町長の責務」はずい分あるんですが、「議会」がないんですね。それで、町長としては、議会で承認されたと思いますが、議会とはどうあるべきかということについて、ご意見を伺いたいと思います。

**逢坂誠二：**　ニセコ町の条例に「議会」がない理由は、あれは私が提案をいたしましたので、議会と議論をして提案してないので、議会のお立場を尊重いたしまして、議会のことはしゃべらんということにしたわけです。

実は、条例をつくるときには、議会に関する条項も、われわれの案としては持っていました。議会の皆さんに、「案を見ますか」といったら、「そんなもの見たくない」といわれたんで、「は、分かりました。では、そこは外しますので。それじゃ議会の皆さん、どうされるんですか」といったら、「それは、われわれが独自で考える」といっているんで、独自でお考えになるまで、いま、私は待っているんです。

議会はどうあるべきかということについてですが、議会は、私は形式から早く脱却すべきだというふうに思っています。沖縄は分からないけれども、私の北海道の周辺の議会を見ますと、本会議で議論することよりも、本会議以外の場でほとんど重要な議論をしていますので、その本会議以外の場で議論をしていることをやっぱり市民に公開しない限りは、本当の意味で議会が開かれたというふうにはいえないんです。

ただ、たとえばニセコの場合でいいますと、さっきまで畑でイモ拾いしていたと。それで、「あ、そうだ。今日は１０時から議会だった、母さん母さんネクタイネクタイ」って、「ワイシャツ、汚いな、まあ仕方ないな」って、ばーっと走ってきて、革靴は泥がついていて、どうしようもない父さんがポンと座って、本会議始めて、「それではただいまから質疑を許します、質疑ある方」といったって、手を挙げて質疑しろというのは、これは無理なんです。だから、どうしても本会議以外のところで、いまのはちょっと議会の方を悪くいっているんじゃなくて、そういう生活実態があるということですよね。

だから、本会議以外のところで議論していることを、公式なものにするような工夫。従来の標準議会

規則とか、そういうものを全部、あんなのは守る必要ないんですから、別な議会をもっと考えたほうがいいんじゃないかというのが、私の議会に対する考え方です。そんな気がしますけれども。

それと、条文の中のことをちょっといわせていただくと、確かに８条の２項はちょっとこれ、だいぶ問題ありますね。

それともう１つ、８条の１項なんですが。皆さん、誤解のないように。私は今日、このつくられたモデル条例について、どうしても議論ですから、ここはと思うところだけをしゃべるわけで、私がこのモデル条例に対して、反対しているとかということではありませんので。これをおやりになったことはものすごいことで、大変すばらしいことだと思っていることを前提にして、ここはちょっと気になるというところだけをいっているわけです。批判しているわけではないということをご理解ください。

８条の１項ですね、議会は自治体の最高機関ですって書いてあるんですけれども、憲法上、国会は国権の最高機関という規定があります。ところが、地方議会は議事機関としか書いてなくて、最高機関というふうには、たぶん、書いてないはずです。自治体の場合は、首長と議会、２元代表ですので、ここはちょっと注意が必要かなというふうに感じます。

それから、８条の８項ですが、「直接的な民主主義の権利を尊重しなければならず、それを妨げてはならない」というところまでいい切れるかどうか、これはもう少し議論がいるかなと私は思っています。以上です。

**仲村未央（司会）**：　ありがとうございます。今まさにご指摘、町長からのあった点については、かなりこれ自治研究会内部でも議論ありました。８条の１項と８条の２項、島袋助教授、これは自治法とはちょっと違うところもありますけれども。

**島袋純**：　これ説明しましょうね。（発言する者あり）。それは、コーディネーターという役割です。

実をいうと、これは、地方自治法に違反するのではないかということは、初めから意識的にありました。ただ、世界的な常識、日本の常識ではないですが、世界的な常識からすれば、議会というのは自治体そのものなのです。

「世界自治憲章」ですとか、国際条約になっている「ヨーロッパ自治憲章」のレベルを見ると、議会こそが自治体で、執行部というのは議会の付属機関ということになっているわけです。これが世界の条約として、ヨーロッパのほとんどの政府が批准しているという状況がありまして、また、そのヨーロッパ自治憲章に基づいて、世界自治憲章がいま、国際的な条約として成立しつつあるということです。そして、おそらくこの条約の内容は、そう簡単には変えられないのではいかと予想しました。

そういうことを念頭に、日本の地方自治法自体を逆に「世界自治憲章」の基準に改正していくことが、今後あり得るのではないかということを前提に、もしかしたら時期尚早かもしれないけれども、世界的な議会と執行部の関係、それを基準にいろいろ提案してみるのはいいのではないかという議論が続きました。地方議会はいま、非常に形骸化している。議論も形骸化しているし、住民にとって存在も知られていない。それをどう復興していくかということを議論して、何回も議論を重ねた結果、こういう条文になっています。

それにあと、復帰前の琉球立法院というのも１つのモデルでした。そのことを前提に、沖縄の議会であれば、琉球立法院が予算編成権とそれから法案の提出権を全部独占していた過去がありますので、こういう条文の仕組みをいってみるのも意義があるのではないかということで、こういう規定になったと

思います。

これには「問題提起」に書かれてありますように、現在、われわれの置かれた立場というのは、地方自治法に基づいて、それにのっとった範囲でモデル条例をつくることです。これが第一の話だったのではないかということに立ち返りまして、原点に戻りまして、２６日の会議ではおそらく修正することになっていくかとは思います。

とりあえず、いまいった世界自治憲章との関係、それから沖縄におけます立法院という１つの過去のモデル、それを前提に、沖縄ではこういうことを提案してみても良いのではないかという試みをやってみたという、そういう話し合いだったと思います。

**高里鈴代**：　ニセコ町でこれほど取り組まれている結果、住民に情報が共有されてきますと、市民から今度選ばれてくる議員の質というのも相当高いものになるんではないかと期待されるんですが、現状はいかがでしょうか。

**逢坂誠二**：　沖縄と北海道って、ずい分距離が離れているんですよね。あんまりいって（笑）まあ、そこそこですね。

ただ、議会と私の間でトラブルがあるたびに、住民の質も議会の質も変わりますね。要するに、何でもかんでも仲が良くって、いつも全議案可決成立となると、あんまり変わらないんですけど、反対されているとか、もめているとか、何か否決されたとか、されそうだとかということがあると、皆さん注目して、「おい、どうしたんだ、どうしたんだ、何があったんだ」。あるいは議会の皆さんも否決した後で、「本当にあれ、否決してよかったかな」とか、「もしかしたら俺たち、やばい判断したんじゃないかな」なんて思うことがあるんで、やっぱりけっこう、摩擦が起こるということが重要なことだという気はしますね。

それから、私が情報共有、情報共有と、どんどんいい始めた最初の頃は、議会の皆さんは、「そんなことしたら議員の働く場がなくなる。議員は何すればいいんだ」という話がありましたけれども、最近は議会ではそんなことは一切いいませんね。議案を提案すると、この議案は、どれほどの住民が参加してつくったかとか、どれほど地域の皆さんに認知されているかとか、それをやってないんだったら、そもそも議案として提案する以前の問題だとか、そういうことをいうようになってきていますので、ゆっくりとではありますけれども、変わってきているかなという気はしますね。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。この３０分間は、首長、そして職員、そして議会ということで、この３者で議論を進めてきました。

ここからは、パネリストを交代して、次の項目に移っていきたいと思います。ありがとうございました。どうぞパネリストの皆さんに拍手をよろしくお願いします。

（拍　　手）

ありがとうございます。純先生、どうなんでしょうか。立法院時代には、琉球政府に対して、予算を提出するのは議会の権利だったわけですよね。いまの議会の形骸化というのがいわれるときに、この予算というのは大きな提案のきっかけというか、議会の活性化の大きな基準になってくるのかなというふうに思いますが。少し、お話あればお願いします。

**島袋純**：　簡単には地方自治法を変えられないので、たとえば、旧立法院が予算編成権を持っている、それから議案の提出権も独占しているという状態だったのですが、これは地方自治法を無視して、いま、自治体が導入するというわけにはいかないと思うのです。

ただ、我々は日本の地方自治体の議会をモデルとするのではなくて、我々がやはりつくり上げてきた立法院というものを見直そうということです。立法院は、７５０近くの法律をつくっているわけです。長野県が５０年ぶりに議員立法で、立法したということで話題になっていましたが、旧立法院は、すべて議員立法で２７年間に７００余りの法律をつくった、そういった実績があるわけです。しかも、予算編成権を独占していまして、行政主席が出していたのは、たんなるたたき台の予算教書ですね、予算教書しか出せないということで、これをいくらでもたたいて修正することができたわけです。そのために、本当に立法院は自治の砦として沖縄の人々を守るために頑張ってきたと思うのです。

そういう過去の例を念頭に置きながら、今後、もしかしたら地方自治法が自治基本法というふうに変わっていくかもしれません。枠法ですね、大まかな枠法に変わっていくかもしれませんので、今後、地方自治のあり方を考える上で、沖縄ではこういうこともあった、したがって、こういった議会も可能ではないかと、立法院型の議会ですね、そういう可能性も我々は考えることができるのではないかというふうに思います。

**逢坂誠二**：　先生、いまのやつ、特区でやったらどうなんですか。

**仲村未央（司会）**：　いま、構造改革特区でいろいろ応募がありますので、どうでしょうか、皆さん。

**逢坂誠二**：　あるいは特区でやるか、首長と関係がそんなに悪くない議会だとするならば、議会が立法したのをあたかも首長が出しているということにして、事実上何か議会がつくった、何かそういう密約をしても。

**島袋純**：　密約ですか。情報公開にそぐわない。

**逢坂誠二**：　だから、それは、提案理由のところにちゃんと書いておくわけです。

たとえば、議会召集権というのは首長にあるわけですよね。臨時議会なんかは、議案がないときは、首長は議会招集できないわけです。でも、そのときは議員の名前で首長に要請して、議会召集できますよね。だから、お互いの中に議案提案要請とか、何かそういうのを。

**島袋純**：　実態は逆なのです。琉球立法院といいましても、議員しか原案の提出権ないといっても、行政が実をいうと、実質的な原案に近いものをつくっていたのです。

ただし、やはり違っていたのは、制度として議会だけが原案の提出権を持つと、議会こそが原案を提出し、しかも審議し、しかも決めていかないといけない。だから、あくまでたたき台しか出せないということです。そのたたき台が実質的に本当の原案的にはなってはいたのですけれども。ただ、考えてほしいのは、これは世界的な基準なのですけれども、議会の役割というものは、基本的に原案まで含めて意思決定の中枢を担うということがありますので、その責任をやはり意識した議会改革というものを、これから実施していかないといけないということですね。

**逢坂誠二：**　了解です。

**仲村未央（司会）：**　ありがとうございます。

これまでは……（テープ替え）……そして、私たち１人ひとりが主権者です、ということから、この条例は始まります。じゃあその権利というのは、一いったい何だろうか。それを、この３人の方に議論の中で進めていただきたいと思います。

では、自己紹介のからしていただいて、それから「まちづくりに参加する権利」に戻っていきましょう。よろしくお願いします。

**難波田到吾：**　こんにちは、名護市に住んでおります、小市民の難波田到吾といいます。よろしくお願いします。

**照屋勉：**　与那原町役場に勤務しております照屋勉と申します。いち町民でございます。

**中嶋栄子：**　那覇市に住んでいます中嶋です。皆様の向かって左から小市民、大市民、中市民と、体のサイズがばらばらでバランスがいいかなと思っています。よろしくお願いします。

**仲村未央（司会）：**　ありがとうございます。

それでは、難波田さんのほうから、「まちづくりに参加する権利」の報告と、そして町長への質問をお願いします。

**難波田到吾：**　「まちづくりに参加する権利」ということで、こちらの冊子、１７ページになります。まちづくりというと、まさにまちづくりの形というのが、ときにそこに住んでいる住民の人生にも関わってくる。たとえば、農山村のほうに行きますと、その自治体の産業の政策が、そこの自治体に自分は居残って働こうか、それともどこか出稼ぎに行くか、どこか転居をして働くか、そうしたことにも関わってくる。それくらいそこに住んでいる住民にとって、本当に大事なことですから、それだからこそ、やはりまちづくりを決めていく主権というのは、住民にあるのではないかと。こういうことで、こちらの条文のほう、１項から４項まであります。

１項、「住民はまちづくりのすべての過程に参加し、決定する権利を持っています」。

２項、「住民のまちづくりへの参加は、自由な意思に基づき、参加しないことで不利益を受けることがあってはなりません」。

３項、「私たちのまちに関心のあるすべての人は、住民とともにまちづくりに参加することができます」。

４項、「まちづくりにおける発言と行動には、責任があります」。

ということで、早速、逢坂町長にご質問させていただきたいんですけれども、いままでのお話の中で、住民参加についてはたくさんお話していただきました。たとえば、わざわざ夜に説明会を開いていることだとか、あるとは思うんですけれども。ただ、住民にとって、なかなかやっぱり時間が取れる人と取れない人、また、たとえばパソコンを通じて意見交換をするといっても、使えない人もいる。こういっ

た人たちにも、でもやっぱり同じまちに住んでいる住民だということで、どうやってまちづくりへの参加を保障していくか、そういったことについての実践について、お話いただければと思います。

**逢坂誠二：**　いまの話の中で、５条の２項の条文というのは、すごくこれ、重要だと思います。

お手元に、ニセコ町まちづくり基本条例もたぶん配られていると思いますが、３ページを見ていただけますか。３ページの１０条。３ページに１１条が上のほうにありますけど、その前にあります。３ページの上のほうに、１０条の４項なんですけれども、「私たち町民は、まちづくりの活動への参加、または不参加を理由として差別的な扱いを受けない」って書いてあるんです。

ニセコ町では、参加がとっても重要だ、みんなでコミュニケーションしながらまちのことを考えるのは重要だといいながら、不参加でもいいよといっているわけであります。その理由は、いまの方がいっていただいた通り、やっぱりみんな忙しいし、すべてのことにどっぷりと浸かっているというのは難しいということですね。同じような意味で、５条の２項もできたんだと思うんですが。

特にいま、私が危惧しているのは、都市部における住民参加です。都市部における住民参加は、人数もけっこういますし、ある程度住民参加のていをなしているということがあります。

しかし、参加している方を見ると、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、現役をリタイヤされた方でありますとか、割と時間とお金に余裕のある方であったりとか、そして、そういう人たちが参加をしていると、「私はこんなに一生懸命やっているのに、隣の島袋さんの奥さんは何にも参加しないのよ。まったくあの奥さんは社会性がないわね。だめな方ね」というような風潮があるんですね。それは私は、やっぱりちょっと変かなと思って、そういう雰囲気を助長させてはいけない、まず、してはいけないと。

そうではなくて、たとえば、私の家の隣に、突然、何か原子力発電所ができるとかいったときに、わーっとちゃんとものがいえるような体制をつくっておいてあげること。事実上、参加が日常的に１００人も５００人も参加して行われていることが重要なわけではなくて、やっぱり権利として、あるいは制度として、ちゃんと保障しておくということがすごく大事だというふうに私は思っています。

だから、そういう考えでいきますと、ニセコ町では住民参加の機会を設けたり、説明会の機会を設けたときに、参加数が少ないとか、この問題に対してはニーズがないからやる必要がないというような判断をすることが、あんまりないんです。ニーズがなくても機会はちゃんと設けろといういい方をするんですね。そこがやっぱり肝心なところではないかというふうに、私は感じています。

お分かりになりますでしょうか。

**難波田到吾：**　はい、ありがとうございます。話しは変わりますが、沖縄に住んでいると、やはり大きな問題としてあるのが米軍基地の存在なんです。やっぱりこの問題では、みんなワジワジーと、沖縄の言葉でワジワジーというのは、アアーッという感じのですね（笑）、いらいらするというか、そういう感じかと思いますけど。結局、まちづくりへの参加といっても、まちの中で大きな場所を占めているこの米軍基地については、そこが結局住民の参加がおよばないと。そもそも拒絶されているわけです。

これは沖縄固有の問題なのかもしれないですけど、でも、考えようによっては、その国の制度の中で、たとえば、先ほど予算が前もって決められてないということがお話にありましたよね。また、住民票事務というのは、もともと自治体の固有事務であったと思うんですけれども、そこに国のほうから住基ネットというのを押しつけられる。自分に何か住民票コードを送りつけられてきたわけですけれども、こ

んなのいらないよ、取り消してといっても、自治体のほうでどうできるのかとか。

あと、市町村合併などでも、市町村合併についてはいろいろ賛成も反対もあるとは思うんですけれども、いま、進められている背景には、このまま小さい自治体で残ると、権限も財源も取り上げちゃうよというような、脅しっぽいものを受けているとういか、せかされるように進められていると。住民の参加と、それと反するような外部の政策があるわけです。このへんの意思決定に、住民とともにどういう形で挑んでいくのかと。そういった問題について、お聞きしたいのですが。

**逢坂誠二**：　よく最近、行政のことについていうときに、行政経営とか、あるいはニューパブリックマネージメントとかという新しい行政経営の手法なんかがあって、そのときに顧客主義、要するに、まちに住んでいる皆さんは、役場、役所にとってのお客様であるというような考え方をして、行政の仕事をいろいろ進めることがあります。だから、お客さんにとって最善の方法をやるということが大事なことだと。これはすごく当然のことで、当たり前のことなんです。

ところが、役場、役所、町長もそうですが、ある種の権力機構でもあるんです、権力機構。確かにニューパブリックマネージメント的にいうと、市民はお客様で、その声を聞いて全部やるんだということなんだけれども、一方で権力も持っているということをほとんど忘れている部分がいま、あるわけです。だから、権力機構であるものに対して、どうやって意見をいっていくかということなんです。それのやっぱり最たるものは、選挙だと思います。選挙でしか、そこは変えていけないのではないかというふうに私は思うんです。

だから、それはたとえばいま、基地の問題を話しました、住基ネットの話をしました、それから合併の話も出ましたけれども、それらを変えていけるのは、いくら市民がいったところで、直接的には制度が決まってしまったら、なかなか変わりませんし、基地があるものはなかなか変えられない。でも、その構造を変えていくのは、一票一票の皆さんの表の積み重ねによって政権が変わるとか、国のあり方に対して、大きく別な考え方を持っている人が登場してくるということで変わってくるんだと思うんです。だから、日常的な住民参加のレベルと、いまいったような、権力に立ち向かうときの住民参加のレベルというのは、ちょっと違うのかもしれないという気が私はしています。このあたり、プロにちょっと聞いたほうが。

**島袋純**：　自治基本条例は、実をいうと、権力関係に関して、ある一定の変化をもたらすものであるという認識があり得るわけです。つまり、いままで権力というのは、町長をはじめとする議会、町長や議会、職員、そういったものがかなり一方的に独占していたような状況であったのを、市民、町民、村民、そういった方々に権力の重要な担い手として登場させるという役割があるわけです。

実をいうと、憲法もそうなのです。日本国憲法でも同じなのですが、このフォーラムをなぜ「シマの憲法」、シマというのは共同体、コミュニティという意味ですが、その憲法というのかといえば、権力的な関係を新しくつくり変えるという意味があって、ですから、すべての住民が主人公となる言葉でもって、新しく権力関係を再構成していくという、そういう意味があるというふうに私は自治基本条例をとらえています。

単なる行政の手続きに関して住民参加型というのではなくて、権力関係の基盤を明確化して、どこに権力があるのか、そして、それがどういうような保障をされているのか、そういったものを明らかにしない限り、「シマの憲法」にはならないだろうというふうに思っています。

マイクをふられたのでついでなのですが、ここで一番問題になったのは、ここじゃなくても他のところでも問題になったのですが、「住民」の定義なのです。

「住民」をどこまで、どういう範囲でやっていくのか、住民投票の住民と、前文で最高法規としてまちづくり基本条例を制定する「住民」と、どこがどう違うのか。いろいろ議論しました。実をいうと、すでに制定された先例では、住民投票のところでは、住民票を有する住民ですとか、そういう形で限定したりしているのです。

ですが、我々の場合は、いろいろ議論をし合ったのですけど、どうしても住民の定義をすることはできませんでした。これはもう、どうにか広く考えていこう、広く考えるという方向を打ち出して、それは個々の自治体の現場、自治の現場、住民との間でも話し合って、住民というものを定義し合って、しかもどれだけの権限をどういった範囲の住民に与えていくかというのは、議論していかざるを得ないだろうということで、その定義の部分は結論に到達しないまま、広く押さえるという方向だけを示しています。

このような完璧ではないモデル条例ではありますが、住民をなるべく広く考えていこうという基本精神だけはご理解していただきたいと思います。しかもそれを共有していただきたいという思いで、こういう条文もつくっています。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。

それでは、時間もだんだん押してきていますので、トントンといきましょう。「まちづくり活動団体」、照屋さん、よろしくお願いします。

**照屋勉**：　皆様のお手元の２０ページになります。「まちづくり活動団体」です。これは現在、公共的な課題を解決していくのは、もはや議会や行政に任されているものではなくて、ＮＰＯやさまざまな住民主体の団体であるんだということの趣旨でございます。

７条の１項では、まちづくり活動団体の自発性、自立性を行政議会が尊重する規定になっております。

７条の２項では、これはこの条文の１つのキーワードにもなるんですが、議会と行政とともに、まちづくり活動団体が対等協働のパートナーということですね。対等協働のパートナーとしてまちづくりに取り組むことを規定しております。

７条の３項では、議会と行政がまちづくり活動団体に対しまして、一方的に関与して、活動団体の意見を抑圧することを禁じた規定になっております。

そこでなんですが、ニセコの条例でいうと、このまちづくり活動団体の部分は、第５章のコミュニティのところに相当すると思われます。ニセコの条例は、北海道の各地から集結したプロジェクトチームが最初に立ち上げました自治基本条例試案をもとに、ということも伺っているんですが、この自治基本条例試案の中では、そのコミュニティの規定はなかったようでございまして、ニセコの条例をつくるときに新たに取り入れた部分だというふうに、先日訪問したときに加藤さんからご説明を受けましたが。その辺、町長からいきさつといいますか、入れた思いですね、その辺をお聞きしたいと思います。

**逢坂誠二**：　やっぱりいまご説明があった通り、地域をつくっていくのは議会や行政だけではなくて、それぞれの個々の市民が非常に重要になるわけですし、もちろんそれは市民、個々人だけではなくて、市民がさまざまな固まりをもってくるということが、これから大変重要な地域の担い手になるという考

えを持っています。

それから、それを踏まえて、ニセコ町でも、たとえば、図書館ではないですけれども小さな図書館もどきの施設の維持管理は、地域のお母さんたちがやっているとか、地域の集会場の維持管理は、全部地域がやっているなんてケースがたくさん出てきているわけで、コミュニティというのは非常にやっぱり重要だということを、私たちは感覚として思っていましたので、それであえてこれを設けたということです。

それからもう１つは、やっぱり地域性というのがありまして、北海道の場合、本州、それから沖縄もたぶんそうだと思いますけれども、などに見られるように、本当に地域に根ざした地縁的なコミュニティというのが、実は希薄なんです。逆にそれをやっぱり育てたいという思いもあって、このコミュニティ第５章というのを設けたわけです。

しかし、じゃあコミュニティとかまちづくり活動団体というものの定義ってどうしようか、何がそれなんだろうかって考えてみたときに、これがなかなか簡単に出ない。ここの章の素案をつくるだけで一晩みんな寝ないで、旅館で合宿をして、酒の一滴も飲まないで徹夜して考えたんだけれども、なかなか出なかった。それで何度も何度も話した、結果、落ち着いたのがこの程度ということで、大事だとは分かっているんだけれども、コミュニティとかいっても、ＮＰＯなんかもそうなんですけれども、最近、素性の悪いＮＰＯなんかもたくさん出てきますよね。ＮＰＯだからイコール善意でいいものばっかりだということはまったくありませんので。だから、そういうことも含めてコミュニティを考え出していくと、夜も寝られなくなったというような経過がありますね。

いずれにしても、大事だということだけは強く思っています。

**照屋勉**：　それから、そういった先ほどからもいろいろ話に出てきています情報共有の話なんですが、町長もおっしゃっていたように、キーワードは情報の共有であるということですが、そういった情報の共有が、住民の中で徹底されていきますと、先ほども言った、住民主体のさまざまな団体がまちづくりに参画してきまして、公共的な課題がどんどん解決されていくというような、いい方向でいきますと、そういう形になろうかと思うんですが。

それで、私たちもニセコに訪問したときに、片山さんの第一声が、もうこれからは役場なんか要らないんですよという。私にとっては、衝撃的な発言でした。要するに、片山さんの話ですと、今言ったような活動団体がどんどん、うまくといいますか、その公共的な課題を解決するような役割を担っていくと、もう役場の仕事そのものはどんどん減っていくんですよというようなお話だったかと思います。

そこで、町長として役場の存在自体が、これからどのようになると思われますか。また逆に、役場はどうあらなければいけないのだろうかというふうに考えるんですか、いかがでしょうか。

**逢坂誠二**：　多分これからは、役所に残っていく仕事は、本当はみんなの社会に必要なんだけれども、市民の皆さんにとっては嫌なことだとか、本当はやってほしくないんだけど、でも社会の中では要るんだよねみたいなものだけが残るとか。あるいは、受益と負担の考えがあいまいにならざるを得ないようなものなんていうのは、役所でもしかしたら残らざるを得ない分野かもしれません。

公共的なものというのは、みんなの社会に必要だよねって、これはみんなが共通して使うからあったほうがいいねとか、これはみんなが使うものだから必要だよねなんていうものであっても、それは全部が官でやらなくてもいいということがたくさんあるんじゃないでしょうか。採算ラインに合うものは、

何も役所がやる必要はないですよね。それから、さっきの話の逆で言うと、お金を負担する人と受益を受ける人の関係が１対１で明確なものも、あえて官でやる必要がないというような気がするんです。

だから、さっき私の最後の話ですけれども、税金って不公平だと言いましたけれども、お金を不公平に使わざるを得ないような分野のところを、公権力という形で官が担うということが残るのかな、なんて印象を持っていますけど。

だから、そういう点で言うと、役所の職員は今まで役所の仕事はこんなふうにやっていたから、これからもこうあるべきだというふうには思わないほうがいいですね。特に私総務課、役所の中で総務部門なんていうのはもうなくてもいいと思っているんです。給料を払うとか、福利厚生のために、例えば共済組合の事務をやるとか。それは民間がそういう仕事を請け負うようにして、それは那覇の仕事もやれば、沖縄市の仕事もやれば、いろんなところの仕事をどこかの民間団体が一気に請け負って、営利部門にしてしまうとか。それから、税金の徴収なんかも、例えばニセコの固定資産税をわざわざ東京まで旅費をかけて取りに行く必要ないんです。それは賦課徴収機構みたいなものがあって、そこにニセコ町の税金、例えば５億円あるんだったらそれを５％ぐらいの手数料で債券として売ってしまうとか、そうしてそこに債権徴収を全国的な組織でやってもらうとすれば、すごく効率的ですよね。これが実現するかどうかは分からないけれども、それぐらいの発想で役所の仕事を切り分けていったほうが、効率的にみんなのお金を有効に使えるんじゃないか。

だから、これからの役所は、既成概念にとらわれないで、今まで税金というのは役所がやるべきものだと思っていたけれど、それすらも違うというぐらい発想を変えたほうがいいのかなという気がしますね。

**仲村未央（司会）**：今との関連で、例えば、ニセコ町では、観光協会を株式会社化されたとか。これは、やはり珍しいことだと思うんですが。

**逢坂誠二**：　そうですね。ニセコ町では、実はニセコ町ではというよりも、観光行政というのは、今まであんまり機能していなかったのではないかと。それは市町村にしても都道府県にしても、国にしてもですね。

例えば、税金で観光の何かをやろうとしても、本当は島袋さんの宿はとってもいい宿なのに、私の宿も島袋さんの宿も、公平に行政がやるとＰＲせざるを得ないですよね。どこか商売に特化して何かやるということもできないので、観光行政を役所の中で一気に小さくしました。そのかわり、株式会社を作ってそこが観光行政をやるようにしたんです。そうすることで、役所の本来すべき仕事だけが役所の中に残っていったというケースもあるかと思います。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。　それでは、環境権のほうに移りたいと思います。

中嶋さん、よろしくお願いします。

**中嶋栄子**：　13 ページをお開きください。環境権です。

これをやるにあたって、まず私たちは、環境って自分たちにとって何なんだろう、自然って何なんだろう、何で環境を守らなきゃいけないんだろうという議論から入りました。その答えをまとめたものが総論です。

この総論から、私たちは自然界の中で体だけじゃない、情緒もはぐくみ、命の尊厳を学び、他者への思いやりも身につける。こういう環境があるからこそ私たちは人間性を育んでいける。これを壊すということは、自分たちの人間性を壊し、命の連鎖を分断することじゃないかというふうにとらえました。なので、私たちはこの自然を享受する権利や守る義務があり、これを次の世代、また国境を越えて広く世界にも向けて、保存・保全して、継承しなければいけないというふうにしました。

特に、沖縄では、公有水面が埋め立てられています。それによって、県の面積が復帰30年のあいだに少しずつ増えています。この増えた面積は、伊江島に相当するそうです。　この公有水面というのは、実はみんなの共通の財産であります。この共通の財産であるところの海、川、湖等を指します。例えば、泡瀬の干潟、大宜味村の外海がこの公有水面に当たります。公有水面であれば、私たちみんなにそれを享受する権利、守る義務と責任があります。そのために一部の人の都合だけでこれは埋め立ててはいけないはずなんです。埋め立ててはほしくないという反対の意見や、少数の意見にも、耳を傾けなければいけませんし、こういう意見は無視されたり、ないがしろにされてはいけないわけなんです。

ニセコ町にも、この公有水面である尻別川が流れていますよね。この尻別川流域から見た自治、これに取り組んでいらっしゃるというふうにお聞きしています。

それともう一つ、ニセコ町で環境基本条例づくりにも取り組んでいらっしゃるというふうにお聞きしています。この二つ、尻別川から見た自治と、この環境基本条例について、教えていただけますでしょうか。

**逢坂誠二：**　ニセコ町には尻別川という一級河川が流れていまして、距離で言うと126㎞ぐらいある川ですけれども、そんなに大きい川ではない、もちろん沖縄から見ると大きい川だとは思いますが。一級河川の中では、ここ何年か連続して清流日本一になっています。その川を、もちろん幾つかのまちにまたがっているわけですので、やっぱりまちがそれぞれ独立してものを言っていてもだめだということで、尻別リバーネットというＮＰＯ法人が何年か前にできまして、その人たちだけではないですけれども、それら幾つかの団体が川をきれいにするとか、その川にイトウという、北海道には大きな魚がいるんですが、これが今絶滅しかかっているんですが、それを保護するとか、そんな活動を一生懸命やっています。

実は、ニセコ町で環境基本条例を今年12月の議会に提案する予定にしていますが、その前に環境基本計画というようなものもあらかじめ持っておりまして、その基本概念が水です。水をきれいにする地域をつくるということをすることが、実は私たちの環境全体を考えること。水というのは水循環ですね。雨から流れる水から、飲む水から、排出する水からですね。とにかくそれらの水をきれいにする、大事にするということをキーワードにしていくと、いろんなことがうまく回るのではないかということで、今、環境に非常に一生懸命取り組んでいるところでございます。

ところが、こういうニセコ町ではありますけれども、数年前までは議会の中では、環境では飯は食えないとよく言われていまして、環境よりも商売だ、環境じゃだめだということで、ＩＳＯ14001取得しようと思ったら、２人ぐらいしか賛成してくれなくて、あっさり否決されたという歴史がございます。

しかし、それから数年たって、今、議会の皆さんも、やっぱり環境が大事だというふうに思い始めるようになって、でも、そういうふうに思い始めるようになったきっかけは、住民皆さんの一人一人の活動だと思います。私がいくら言ってもだめで、市民の皆さんが頑張ってＮＰＯつくって、尻別川きれいにして清流日本一になったと。これはやっぱり大事なことなんだなみたいに思ったんじゃないかないと

いうふうに感じますね。

それから、もう一つですが、ニセコ町の基本条例の中に環境権というのはありません。これは今年は見直しの時期なものですから、これはちょっとパクったほうがいいかなって思っています。（笑）いいものは学んで真似る。

**中嶋栄子**：　それで、この３の２のところでは、今、逢坂町長がおっしゃったように、実はこの環境を守るというのは、行政だけの責任ではない。住民である私たちの一人ひとりの責任でもあるんだ。そういうことをもっとちゃんと認識しようということで、あえてここではごみ、赤土問題とかもいろいろあるんですけれども、ごみを取り上げて、ごみの減量や資源化に努めなければいけないということをあえて書きました。

今、逢坂町長が、水の循環というふうにおっしゃいましたけれども、実はごみの循環もやっていらっしゃいますよね。生ごみを堆肥化して、地元の農家に売っていらっしゃいますし、確か、役場の職員の方は、環境美化でまちの中を巡回もされていると思います。これについて、もう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

**逢阪誠二**：　まず、ごみの循環もあるけれども、なぜニセコ町が水の循環をメインにしたかというと、ごみのことを考えてみても、最終的には水にたどり着くんです。ごみを捨てている、確かにそれはごみそのものは汚いんですけれども、そこに雨が降るとか何とかって、最終的に有害物質が流れるとか、最後はやっぱりどうしても水に帰着する。水をきれいにするということを考えると、ごみも排除しなければならないということになる。だから、水がいろんなことのキーワードだなということで、水を押さえればすべてのものに派生していくということで、水にしたということなんです。

それと、今質問のありました、有機資源の循環なんですが、ニセコ町には酪農家が十数軒ございまして、牛が1,000頭に豚が1,000頭ぐらいいます。そんなに数が多いほうではないんですけれども、そこから排出される糞尿というのは、相当な量です。それから、ホテルのベッド数が約6,000弱ございますので、そこから出る生ごみも相当なものです。ですから、それらを発酵させて堆肥にして、また畑へ還元していくというようなこと。それから、下水道汚泥も合わせて発酵させて還元して、畑へ戻して、またそこからおいしい作物をとるというようなこともやっていまして、最終的には循環型農業を目指していければなということでやっているところです。

それからもう一つ、役所の職員は実は役所の机にかじりついているだけで、あんまり仕事もしてないくせにキーボードだけ打っていれば仕事しているようなふりをしてする側面があるんですが、実は本当のまちを見たことのない職員というのは結構います。自分のまちの水源地がどこにあるかとか、自分のまちの火葬場の状況はどうなっているか、ゴミ捨て場はどうなっているか、自分のまちで一番東の外れにある町道はどこかとか、北の外れにあるところは何かとか、ほとんど分からないんです。

そこで私は、勤務時間中ではあるけれども、まちの中を見て歩けと。職員の目線でまちの中を見て歩けということで職員に言うわけですが、ただそういっても、今度住民から見ると、何だ職員勤務時間中にまちの中うろうろしておかしいじゃないかと、これまた言われるけです。だったら、そうだ、ごみ拾いに、屁理屈をつけて、環境美化巡視車という軽トラックに載せて動くと、「ああ、あいつらは遊んでないんだな、ごみ拾っている」ということです。

そういうことです。一石二鳥というような感じですけど。

**島袋純**：　この条文は、１条の「地球環境」というような大きな、もう本当に大きな総論と、それと２条、３条の「ごみ」という、本当に細かな日常生活に関わるようなこと、二つに大きく分かれるのです。これ二つを特に置いたのは、地球環境とか大きな環境の問題になると、みんな賛成、総論賛成なのです。ところが、我々は人間として生きている限り、必ず生活の排出物、ごみを出すし、水を汚す、生活雑廃水を出すとか、必ずそういった環境に負荷を与える、与えてしか生きていけないということがあるのです。

ですから、総論賛成で深く考えないということじゃなくて、我々が日常生活でいつも、生活生きていく上で必ず環境に負荷を与えるということを意識しながら、「ごみ」、本当に日常生活で毎日ごみ出しているので、とりあえず「ごみ」という本当に具体的な環境に負荷を与えるものを前面に出して、地球環境賛成、万歳ということではなくて、住民一人一人が日常の生活の土台から環境のことを考えていかなければならないということ自覚しなければならないということです。それを意識化させるためにはどういった条文が必要なのかと我々考えたときに、我々の場合はやはり「ごみ」ではないかという意見に到達しました。

これは、チリという意見もありました。ウチナーグチでごみのことをチリといいます。しかし、日本語の塵は、細かい、吹き飛んでなくなっていくような小さなものをいいますので、そういうニュアンスを継承してはまずいということで、チリという言葉を使うことはやめようとなりました。あえてここはウチナーグチのチリではなくて、「ごみ」という言葉を使って、我々みんなでお互いにそういった我々の生活事態が環境に負荷を与えて、それを改善していかなければいけないということを意識していこうということです。「地球環境」という極端に大きな話と、極端に小さな「ごみ」の話、そういった構造に、実を言うとなっています。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。

本当にもう１条１条、本当はもっと議論をしたいという思いで、この６項目に絞ってもなお、やっぱりまだまだ聞き足りないし、お伝えしたいこともたくさんあります。けれども、どうしても時間が押してしまっておりますので、質疑応答、３人の方だけ１分ずつ、ご発言をいただいて、質問いただいて、そしてまとめて逢坂町長にコメントをいただいてということで締めたいと思います。

１分ずつ、お１人、１分ずつの３人の方のみの先着です。すみません、本当に、押しております。お願いします。

**質問者**：　那覇市に住んでいる稲野辺と申します。今まで、隣の放送大学で、「現代日本の地方自治」という阿部斉先生のテキストとかビデオ教材見て勉強したんですけど、本当にそれ読むと、日本には逢坂町長さんじゃないですけど、本当の民主主義はあるのかというと、僕も絶対ないなという考えを持っております。

一つは、わったーシマの憲法をつくりましたという、このタイトルですね。島袋純先生ですか、非常に傲慢なタイトルであると思います。憲法を決めるのは、やるのは、やはり沖縄県民だし、市民であるわけです。僕もここ初めて来たんですけど、知らない間にだれかが、わったーシマの憲法をつくったと。こういう傲慢な姿勢は大変よくないんじゃないかなと思います。

それと、アメリカの議会では、これオレゴン州のポートランドだと思いますけど、議会があるわけで

すけど、市民が質問できるんですね。島袋先生、そうですよね。僕も54歳ですけど、初めてそれを知りました。議会で議員じゃない市民が、質問できるわけです。僕はそれを知ったときに驚きましたね。だから、チンチンてやりますけど、きょうのフォーラムも、先生、3時間40分を皆さんだけでしゃべるんじゃなくて、やはりこういう一般の人が質疑できるような運営をしなければ、民主主義というのはないなと。こう僕は言いたいんですけど、特に、いろいろたくさん、10個ぐらい質問あります。時間が市民に与えられていませんから、非常にさびしいけど、そういう姿勢ですね。それとみんなでもっと、失礼ですけど、みんな意識もって1年、2年頑張っているわけですけど、それとともにもっと、保守系の方とか、ノンポリの方とか、本当にみんなを巻き込んで、そういう質疑をして、論議をして、制定してほしいですね。それをやらないで、つくりましたなんていうのは、僕はこれ傲慢な姿勢だなと思います。

**仲村未央（司会）**：　運営に対しての、大変厳しいご指摘をいただいておりますが、あとお2人の方……。では、手前の方からお願いいたします。

**質問者**：　きょうは貴重なお話ありがとうございました。那覇市に住んでいる玉那覇といいますけれども、2点ほどちょっと質問あって、1点目は、無関心な住民の扱いをどうするかということで、例えば、ニセコ町では住民の責務とか義務という扱い、もう少し詳しく聞きたいということと、もう1点目は、産業分野の関わりについて、先ほど観光行政の株式化の話あったんですけど、それもう少し詳しく伺いたいと思います。

**仲村未央（司会）**：　ありがとうございました。質問だけ先に受け付けたいと思います。お願いします。

**質問者**：　宜野湾市に住んでいます小林と申します。町長とそれから研究会の方に伺いたいんですが、職員の責務というところにありましたけれども、役場の職員というものは、基本的に公務員採用試験で採用されていると思います。それに対して町長というものは我々市民が選挙をすることによって選ぶことができます。つまり、それを考えると、町長は市民で選べるけれども、役場の職員の皆さんは市民で選んでいるものではないということになります。

その点で、最近、例えば不景気でありますので、高校生や大学生が安定している、いわゆる親方日の丸であるということで、役場を選ぶというふうになっている。また、そういうことから、逆に言うと、小学生なんかでも、「将来、何になりたいの」って、「うん、食いっぱぐれにならないから、市役所の職員になりたいの」なんていうことも出てきますけれども、そういった職員が本当に入ってきて、例えば町長、それからトップの方が、こういった基本条例をつくりたいといっても、本当に役場が変わっていくかということが疑問になります。その点、お答えをお願いします。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。

それでは、最初の方の質問を、島袋純助教授のほうからお願いします。

**島袋純**：　「わったーシマ」というのは、沖縄のという意味ではないです。シマというのは共同体という意味です。しかも我々が創造したのは架空の共同体。これは、具体的に西原町とか南風原町とか、そういう自治体のことを想定してないです。沖縄に架空にあるとして、もし沖縄の自治体とすれば、こう

いうのがあるだろうということで、これ架空の……

（会場からの発言）

分かりました。そもそもシマというのは共同体ということで、架空のことを想定しているので、それに案まで付ける必要はないかなということで、付けていませんでしたが。

（会場からの発言）

分かりました。ご意見を非常に、その点は市民に誤解を与えるということでありますので、直していきたいと思います。

それから、これはずっと開かれた意思決定をやってきているのです。参加者はホームページ上で公募していまして、しかも、新聞に時たまいろんなことを書いているのですが、本当に自由参加です。ですから、いわゆる革新系左翼系の方、そういう言葉も今では使えないですね。いろんな立場の人が、所属する立場の人がいまして、そこを離れて本当に自由な立場で参加してつくってきたという経緯があります。それはホームページ上でも、広告の一番の媒体はホームページなのですが、どなたでも自由に参加できるということを明言して書いてありますので、今後も後期からまた新しく定例会始まりますが、また新しくどなたでも自由に参加するということができます。これは、ずっと意思決定の過程で強調してきましたし、今後も続けていきたいというふうに思っています。

**仲村未央（司会）**：　はい、ありがとうございます。

それでは、お二人目とお三方目の質問で、一つには無関心な方をどのように引き込むのか、そして、観光協会の株式会社化、そして、あともう一つは、条例を実態あらしめるための策というのはどうなっていくのかというところのポイントだったかと思います。

町長、すみません、よろしくお願いします。

**逢阪誠二**：　シンポジウムは後半になれば白熱するっていいですね。

無関心な住民をどうするのかということですけれども、あんまり私は無理をしていません。でも、私たちが気をつけるのは、無関心な方であっても、どうやって話をしようかということはすごく気をつけています。

例えば、70歳とか80歳とかのおじいちゃんおばあちゃんたちに合併の話をしても、「もうわしらそろそろお迎えも近いし、あとおまえらで決めてくれよ」というようなことを言う人もたくさんいます。でも私は、その人方がそういうふうに言ったら、それはそれで「うん、まあ、じいちゃん、そうだよな。でも、話だけ聞いてよね」って言うか、要するに情報だけを伝えるという努力は確実にしたいと思っているということです。

だから、無理矢理、関心がないから関心を持てというようなことはしない。でも、みんなに関心を持ってもらう工夫努力は怠らないと、そういう姿勢でいます。だから、さっきも言ったとおり、たくさん参加があることがよいことでは必ずしもないというふうに思っていることが前提にあります。

それから、株式会社化ですが、資本金2,000万円で株式会社を設定することにしていまして、1,000万円は町民からの公募、1,000万円は町が出しました。だから、悪い言葉で言うと、収益性の悪い第三セクターということになるわけですが、観光協会が一般の第三セクターと違うのは、資産を持っていないということです。資産は人的なものだけですので、会社を作ったことによってイコール赤字を垂れ流すという構造にはなっていないので、通常の第三セクターとはちょっと違うかというふうに思っていま

す。

そこに民間出身の取締役と全国公募をした観光などに詳しい事務局長を配置しまして、そこが旅行業務と、それから地域の資源をインバウンドという専門的な言葉で言うそうですが、観光商品にして外へ売り出すということと、あるいは観光関連の施設の維持管理を請け負うというような業務をやりながら、自前の収益を上げつつ、観光をＰＲだとか販売の展開をしていくというのが株式会社でございます。

ちょっと概念が分かりづらいかもしれませんけれども、とにかく民間会社に観光ＰＲをしてもらおうというようなことだと思ってください。

それから、３番目の質問ですが、町長は市民に選ばれて町民に選ばれているけれども、役場の職員はそういう雇われ方ではないという話をしましたが、それは違っているというふうに思います。たまたま辞令は町長からもらいますけれども、市民に選ばれた町長が代表して役場の職員を雇う辞令を出しているだけであって、きっと役場の職員も市民に雇われているんだというふうに私は思っていますし、私は、職員にはいつもそう言っています。おまえたちの雇い主は、辞令上は私だけれども、実際はその背後にいる町民なんだよと。そのことをよく考えて仕事をしなさいよということを言っています。そういう職員が、いくらいろんなことをやっても、変わらないのではないかということでありますけれども、変わらない職員もいれば変わる職員もいるのも事実でありまして、いかに変わる職員を多くつくるかということが私の仕事であります。

先ほども説明しましたとおり、仕事の中でやりがいだとか喜びだとか実感をどうつかんでもらうかということをやる。そのことで、今まで変わらないと思っていた職員が随分と変わってきたなという印象を私は持っています。

私が就任して９年ですけれども、今ではいろいろな大学の講師になったりとか、大学の講師になることだけが私はいいとは思っておりませんけれども、そういう場面にいって活躍をしたり、自分なりに文章を書いて雑誌に発表したりとか、あるいはさっきも言ったとおり、町民の夜の説明会といったら喜んで行くやつが出てきたりとか、そういう変化というのはやっぱり努力をすれば出てくるのではないかなというふうに私は感じています。でも、その原点はあくまでも町民に雇われているんだぞと。おまえの給料はみんな町民が出しているんだぞというところにあるのではないかというふうに思いますね。以上です。

それと、稲野辺さんでしたか、きょうずっとご反応いただきまして、ありがとうございます。非常に心強く思っております。

先ほど島袋先生が言ったとおり、きょうの琉球新報にも書いてあるとおり、モデルという見出しがありますので、配慮が足りなかった部分というのは、もしかしたらそうかもしれないけど、全体的にはモデルだということで、案ということなんだというふうに思いますが。

稲野辺さんのおっしゃったことで、すごく私は重要だと思うことが一つあります。それはみんなで話ししなければいけないし、みんなでちゃんと議論したんだぞということを、やっぱりはっきりさせなければいけないとおっしゃったのが非常に重要だと思いまして、これが実は民主主義のコストだと思います。民主主義というのは実は時間がかかるものだということなんですね。そこの時間をどれだけどう費やすことができるのか、ものによっては費やすことができないものもあるし、じっくり費やすできるものもある。それを全体としてその民主主義の主体たる私たち市民一人一人がどうやって納得するのかということではないかと思いますので、時間をかけなければいけないというのは、民主主義のとっても重要なポイントを指摘されたのではないかというふうに私は感じました。

それと、きょうの拍手で随分勇気づけられました。ありがとうございます。

**仲村未央（司会）**：　ちょうど３時からスタートしまして、もう６時になろうとしています。本当に３時間もの長い時間、真剣に、そして一緒にこうやって加わってくださって、ありがとうございます。

町長にもう一度、どうぞ北海道から来てくださった逢坂町長に、もう一度拍手をよろしくお願いいたします。

（拍　手）

ありがとうございました。　それでは、パネリストの皆さんもどうぞご降壇ください。

それでは、一つお知らせを、島袋さんから。

**島袋純**：　最後にお知らせします。我々の研究会は、ホームページ上にＢＢＳを設けまして、誰でもご自由に実名を名乗って意見を掲載することができるようになっています。まさしく、先ほど言いましたように、開かれた意思決定ですね。必ず誰でも自由に意見が言えるという状態にしています。ですから、自由に実名を名乗ることによって、意見をくだされば、こういう場を設定しなくてもいつでもお話ができるという仕組みにしております。

それから後期、後期の定例会がまた10月の終わりぐらいから始まります。それも申し込みによって自由に参加できるようになっています。これまでもそうでしたが、後期からも定例会が始まりますので、後期からは基本的に沖縄の県政レベルになるかと思いますが、興味のある方は自治研究会の動向を注意して見ていってください。参加自由ですので参加の申し込みをお願いします。では、きょうはどうもありがとうございました。

（拍手）

**仲村未央（司会）**：　ありがとうございました。

「わったーシマ」ということで、先ほどありましたけれども、これはどこの自治体をモデルにしたものでもありませんから、もちろんこれから皆さんお一人お一人がゼロから出発していくものです。それがまた、私たちがニセコの取り組みを学んできた経過だと考えています。どうぞアンケートにぜひ皆さんのご意見を、ご感想を書いて提出いただけますでしょうか。

それから、後期の会員の募集も大きくしておりますので、どうぞ皆さん、後期は一緒に議論をしていきましょう。

本当にきょうは長時間、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

（拍手）